

令和2年5月「認可申請ハンドブック」の改訂について

主な改訂点

- 1 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」による社会福祉法の改正により、社会福祉法人の評議員及び役員の欠格条項が見直されましたので、次のとおり改訂を行いました。
 - (1) 評議員及び役員(理事及び監事)になれない者を「成年被後見人又は被保佐人」から「精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改めました。
 - (2) 設立認可申請書の「9 設立者、設立後の評議員及び役員に関する書類」から「身分証明書」と「登記されていないことの証明書」を削除しました。
 - (3) 欠格事由に該当しないことの申立書の「2 成年被後見人又は被保佐人」から「2 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改めました。
- 2 見出し符号を改訂(から第1へ)しました。
- 3 その他、誤記の修正等を行いました。